

議案第200号

大阪市立こども文化センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第13条」を「第15条」に改める。

第6条中「者は」を「者は、市規則で定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第10条の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可（以下「使用許可」という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

第8条中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第1号中「第6条の許可（以下「使用許可」という。）」を「使用許可」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用料）

第10条 施設を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。））は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

第20条を第22条とし、第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条中「第15条」を「第17条」に改め、同条を第19条とする。

第16条第3号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第18条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条ただし書中「ただし」を「ただし、市長は」に、「ときは」を「ときは、市規則で定めるところにより」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第1号中「使用者の責めに帰すことのできない」を削り、「施設」を「施設又は附属設

備」に改め、同条中第 2 号を次のように改める。

(2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

第12条に次の 1 号を加える。

(3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条の次に次の 2 条を加える。

(附属設備の使用)

第11条 使用者は、附属設備を使用することができる。

2 附属設備を使用しようとする者（第 6 条第 2 項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付の時期)

第12条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市立こども文化センター条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 2 項、第10条から第12条まで及び第14条の規定は、改正後の条例第 6 条第 1 項に規定する施設（以下「施設」という。）の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

(大阪市立男女共同参画センター条例の一部改正)

3 大阪市立男女共同参画センター条例（平成 5 年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「第13条」を「第15条」に改める。

平成28年 9 月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

こども文化センターの使用許可の要件並びに使用料の納付の義務を負う者の範囲、納付の時期及び還付の方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立こども文化センター条例 (抄)

(事 業)

第3条 省 略

- 2 第13条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、前項各第15条

号に掲げる事業を大阪市立男女共同参画センター西部館（以下「西部館」という。）の施設内において行うことができる。この場合においては、指定管理者は、当該事業の内容その他市規則で定める事項について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 - 4 省 略

(使用の許可)

第6条 別表に掲げるセンターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第10条の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可（以下「使用許可」という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、使用許可

その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可（以下「使用許可」という。）を受けたとき

(2) - (3) 省 略

(使用料)

第10条 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）
を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の

は、別表に定める使用料を前納しなければな
使用許可を受けた者（以下「使用者」という。） 納付しなければな

らない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。
らない。

- 2 施設の附属設備を使用しようとする者は、市規則で定める使用料を前納しなければならない。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

(附属設備の使用)

第11条 使用者は、附属設備を使用することができる。

2 附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の納付の時期）

第12条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第11条 省略

第13条

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、
第14条

市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することがある。
できる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により施設又は附属設備を使用することができなくなったとき

(2) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

(3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき

第13条 - 第15条 省略

第15条 第17条

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。
第18条

(1) - (2) 省略

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 省略

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 省略

（指定管理予定者の選定）

第17条 市長は、第15条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮
第19条 第17条

し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) - (4) 省 略

第18条 - 第20条 省 略
第20条 第22条

大阪市立男女共同参画センター条例（抄）

（供用時間）

第5条 省 略

2 省 略

3 西部館の供用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第3条第2項の規定により、同条例第13条の規定 第15条

によりこども文化センターの管理を行うもの（以下「こども文化センターの指定管理者」という。）が、西部館の施設内において同条例第3条第1項各号に掲げる事業を行う場合における当該施設の供用時間は、午前9時から午後9時30分までの時間のうち、当該事業を行う時間を除いた時間とする。

4 - 6 省 略